

第2回北信地区労働フォーラム

『同一企業における雇用形態に関わらない公正な待遇の確保』

～同一労働同一賃金など、労働法改正と対応例・今後の状況～

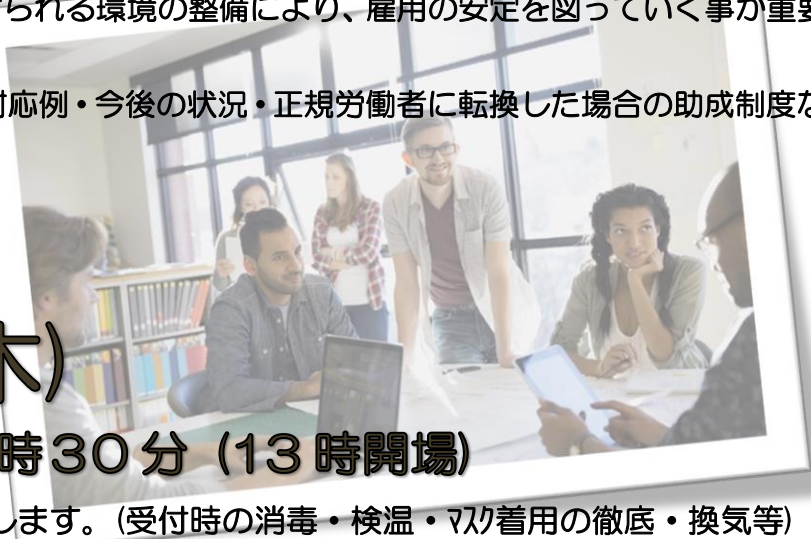
非正規で働く人たちの待遇改善を目指した『同一労働同一賃金』など、令和3年4月から中小企業にも適用となりましたが、新型コロナウイルス感染症や昨今の世界情勢の影響が続く中、事業を継続していくため、安心して働き続けられる環境の整備により、雇用の安定を図っていく事が重要となってきています。

このような状況を踏まえ、法改正と対応例・今後の状況・正規労働者に転換した場合の助成制度などについて、下記の講座を開催します。

令和5年
2月9日(木)

13時30分～15時30分 (13時開場)

※コロナ対策のご協力をお願いします。(受付時の消毒・検温・マスク着用の徹底・換気等)



会場

長野県長野合同庁舎5階 501～503 会議室
長野市大字南長野南県町 686-1

講師

竹内社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 竹内 覚 氏

入場無料

申込方法

- ✳ FAX 026-234-9569
- ✳ 電子メール hokushinrosei@pref.nagano.lg.jp

北信労政事務所ホームページに、受講申込書を掲載していますのでご利用下さい。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/hokushinrosei/index.html>

定員・対象

100名 (事業主,労働者,企業の人事・労務担当者,一般県民)

※コロナ感染拡大により中止となった場合は、ホームページへの掲載と電話にてご連絡致します。(問合せ ☎026-234-9532)

締切

1月31日(火) 定員に達し次第締切となります。

主催 北信労政事務所 長野地域振興局 北信地域振興局